令和5年11月15日 第3回 多摩市子ども・子育て会議 報告資料3

# 母子保健・児童福祉一体的相談支援体制について

子ども青少年部子ども家庭支援センター・健康福祉部健康推進課作成

# こども家庭センターについて

### 令和5年9月15日市町村向け説明会 国資料

#### <趣旨・目的>

- 改正児童福祉法により、子育て世代包括支援センター(母子保健)と子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、 子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関(こども家庭センター)の設置に努めることとした。
- 〇 「こども家庭センター」の設置は、これまで「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」それぞれの設置を進めてきた中で、両機関がともに特定妊婦や要支援 児童等を支援対象に含んでいるにもかかわらず、組織が別であるために、連携・協働に職員の負荷がかかったり、情報共有等が成されにくい等の課題が生じていたことに対して、両機能を組織と して一体的に運営することにより、母子保健・児童福祉両部門の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など、市町村としての相談支援 体制の強化を図るために行われるものである。

#### <業務内容>

- こども家庭センターは、これまで母子保健機能(子育て世代包括支援センター)や児童福祉機能(子ども家庭総合支援拠点)において実施している相談支援等の取組に加え、 新たに
- ・妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援を要する子ども・妊産婦等への<u>サポートプランの作成</u>や、
- ・民間団体と連携しながら、多様な家庭環境等に関する支援体制の充実・強化を図るための地域資源の開拓を担うことで、更なる支援の充実・強化を図るもの。



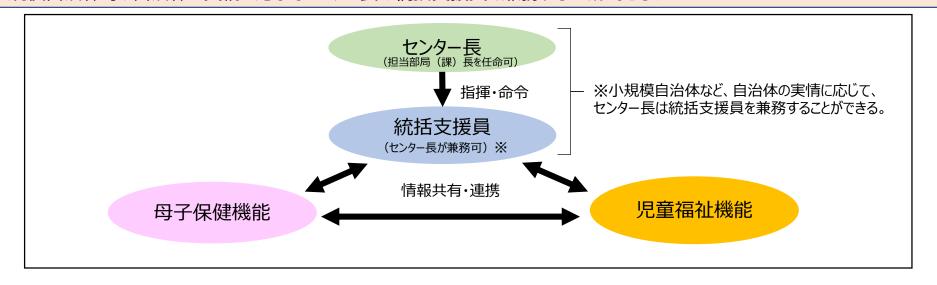
## 令和5年9月15日市町村向け説明会 国資料

### こども家庭センターの要件について

こども家庭センターは、児童及び妊産婦の福祉及び母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設。 (改正後の児童福祉法第10条の2第2項及び母子保健法第22条参照)

#### 【要件】

- 1. 母子保健機能(旧子育て世代包括支援センター)及び児童福祉機能(旧市区町村子ども家庭総合支援拠点)双方の機能の一体的な運営を行うこと。
- 2. 母子保健機能及び児童福祉機能における双方の業務について、組織全体のマネジメントを行う責任者である、センター長をこども家庭センター1か 所あたり1名配置すること。(※)
- 3. 母子保健機能及び児童福祉機能における双方の業務について十分な知識を有し、俯瞰して判断することのできる統括支援員をこども家庭センター 1か所あたり1名配置すること。
- 4. 改正後の児童福祉法第10条の2第2項及び母子保健法第22条に規定する業務を行うこと。
- 5. 当該施設の名称は「こども家庭センター」(又はこれに類する自治体独自の統一的名称)を称すること。
  - (※) …小規模自治体等、自治体の実情に応じてセンター長は統括支援員を兼務することができる。



# 改正児童福祉法 こども家庭センター関連

施行	改正事項	内容		法律上の義務 規定
R6. 4	こども家庭センター	・児童福祉法、母子保健法の改正に伴い子育て総合支援拠点(子ども家庭支援センター)及び母子健康包括支援センター(子育て世代包括支援センター)は法律上は名称がなくなり、こども家庭センターになる。		努力義務 (令和9年度からは設置した自治体のみが
		必須	地域の実情に応じて実施	補助金対象)
		<ul> <li>サポートプラン</li> <li>センター長と統括支援員の配置</li> <li>・合同会議</li> <li>・好産婦及び乳幼児の実態を継続的に把握</li> <li>・施設名称は「こども家庭センター」に類するもの</li> <li>・関係機関及び庁内連携</li> <li>・要保護児童対策協議会機能</li> </ul>	<ul> <li>・子育て支援事業(全戸訪問、家庭支援事業、保育所、地域子育て支援拠点事業、病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等</li> <li>・母子保健事業(妊婦への普及啓発、妊娠届で、母子健康手帳の交付、両親学級、妊産婦健康診査、低体重の届出、新生児訪問指導、乳幼児健康診査、予防接種、産前・産後サポート事業、産後ケア事業等</li> </ul>	
	サポートプラン	<ul><li>・当事者のニーズを把握し、プラン作成・手交を行う</li><li>・書式を作成し、子ども家庭支援センターと母子保健担当が協働で作成</li><li>・こども家庭センターを設置しなくても実施する必要がある</li></ul>		義務